

昭和二十八年十一月七日受領
答 弁 第 五 号

(質問の 五)

内閣衆質第五号

昭和二十八年十一月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 堤 康次郎 殿

衆議院議員阿部五郎君提出塩業政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部五郎君提出塩業政策に関する質問に対する答弁書

一 製塩施設法による補助金の年次別事業区分別工事量所要事業費及び交付補助金額の概要は左表のとおりである。

建設事業補助金交付額調 単位千円

年次	区分	施設区分	工事	事業量	事業費	補助金交付額	
二 十 七 年	業	塩田等改良事	用排水施設	八四件	三一〇、五八二	一二三、七七〇	
				入浜式より流下式転換 既設流下式の改良 入浜式改良	一八一 三九 一四	四一三、五九九	一六四、九四四
		計	荒廃塩田地盤	一、〇五一、七四五	四四九、六六三		
				塩田防災施設	五八、〇五三	三七、六五四	
				事業施行件数三六件			
	災害復旧事業	塩田及び濃縮施設	計	一七	八、三四五	四、一七二	
				〃	六六、三九八	四一、八二六	
		計	一、一一八、一四三	四九一、四八九			
			〃				
			五三				
合計							

資金的な援助を行うこととしている。なお、流下式転換について年次計画等を樹てている業者もいる模様であるが、公社として確定した年次計画はない。

三 流下式転換の施行に伴う失業者問題に対する施策は次の通りである。

流下式転換により或る程度の労務者が不要となるのはやむを得ないものと認められるが、これについては、業者の側において極力配置転換、転職先のあつ旋、退職金の適正な支払等に努力し円満に解決するよう指導している。ただ、塩業者の自主的な改良事業であり又業者の経理内容及び雇傭条件も区々であるので、公社として画一的に具体的な指示を行うことは困難である。

なお、公社は、塩業者が本問題につき良識をもつてその解決に当り不必要な磨擦を生ずることのないよう切望しており、最近重ねて地方局に対し上記のことについて業者の指導に遺憾のないよう指示を發した。

右答弁する。